

Q

死亡診断の時期について

在宅の癌末期でDNR (do not resuscitate) 宣言している患者が深夜に死亡し、かかりつけ医師が電話に出ない場合、死亡診断のためだけに救急車で搬送されてくることがある。しかし、法律上、死亡した時ただちに死亡宣告しなければならないという文言はないと思われ、数時間後の翌朝にかかりつけ医が死亡診断してもよいと考えるが、法的にはいかがか。

(鹿児島県 Y)

A

死亡診断・死体検案を行う時期の規定はなく、翌朝かかりつけ医が死亡診断しても法的に問題ない。しかし、死亡診断は最終的に医師の判断に拠らざるをえず、かかりつけ医と患者家族が様々な状況を想定し話し合う必要がある

医師法第20条は「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないので出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない」と定めており、同法第21条では「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」と定めているが、死亡診断・死体検案をいつ行わなければならないとは何も定めていない。

このような法則からすれば、かかりつけ医のいる癌末期でDNR宣言している患者が深夜に死亡した時に、かかりつけ医が電話に出ない場合に、数時間後の翌朝にかかりつけ医が死亡診断することには、法的に何ら問題はない。

最も簡略な回答となれば、以上で終わりとなるが、いくつかの論点が指摘できる問題でもあることから、若干の付け加えを行っておきたい。

以前にある公立病院の救急部の部長が新聞

のコラムに書いていた。

ある時、心肺停止患者が救急車で運ばれてきたが、蘇生治療に反応が悪い。治療しながらの問診の結果、癌末期の患者で在宅ホスピスを望み、かかりつけ医ともDNRの申し合わせがなされていたが、実際に心肺停止のようにその時がやってくると、家族も動転して、かかりつけ医に連絡する前に救急車を呼んだという。申し合わせと逆のケースも生じてくることもある。

このような場合、救急隊員も死後硬直が始まっているなど確実な死亡徴表を認めれば、病院に搬送することも控えることになるが、救急の現場での緊急状態では、まずは病院に運ぶという選択になる。

臨死状態の患者にあっても、いましばらく回復しうる状態にあるのか、もう何をやっても死亡診断しかない状態にあるのかも、さらに、もうとうに死亡しているのかも、最終的には医師の判断に拠らざるをえないということ、また家族にしても、DNRや死亡確認のタイミングについて十分に腹の据わるまでの方針決定ができていないと実際に臨終の時に気持ちに振れが生じること等々から、結局事前に考慮していたDNRや在宅死・ゆっくりと

した死亡診断を実践できないということになるケースも出てくる。

このような事態は、多分質問者が考えておられるであろう救急医療など病院医療といったリソースが奪われかねないという問題だけでなく、本来患者家族とかかりつけ医が、十分に話し合って望んだ終わり方が、ちょっとしたタイミングで、もともと望んでいなかつたような終わり方になる非本来的という点でも残念なことになるのであるから、患者家族、かかりつけ医は、看取りのありうる様々な可能性について十分に話し合っておく必要がある。

もし在宅の癌末期でDNR宣言している患者が深夜に死亡し、仮にかかりつけ医に電話してつながらない場合は、ほかに電話をかけることのできるナースステーションや在宅協力医療機関によって翌日の死亡診断が心理的にも可能なような説得手段を在宅医療のネットワークとして共有しておくなどの心細やかな準備が必要であろう。

このような手配があってこそ、患者家族も急変時に負うかもしれないコンプライアンス問題（例えば虐待・ネグレクトなどの非難等）もクリアでき、落ち着いた臨終対応をまとうできることになろう。

ただ、日頃患者のケアをしていた家族があわてて救急車を呼ばずに翌朝かかりつけ医の死亡診断を受けるという方針を選び、これを貫こうとしても、例えば日ごろ疎遠にしていた係累が集まっており、これらの人々が救急車を呼び病院で死亡確認を受けることにこだわったような場合は、結局救急車が呼ばれ、仮に救急隊員がしっかりと死亡していると判断しても、「死亡確認は医師しかできないから早く病院に乗せていてほしい」というような係累からの強い要求が出てくれば、救急隊側も後のトラブルを回避することを考慮せざるをえないということもあって、かたくなに患者を病院に運ばないという方針も採りがたく、その結果やはり救急車で病院に搬送されることとなり、なかなか翌日のかかりつけ医による死亡診断という当初の方針通りにいかない例もあるようである。

このような死亡時の諸般の事情を考慮すれば、ご質問のような場合は、法律とは別になかなか実行しにくい面もある難しい問題であるといえよう。

▶回 答

弁護士

竹中郁夫